

平成25年第7回（12月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 12月10日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第9号 請願の常任委員会付託報告について	3
議会報告第10号 諸般の報告について	4
議案第73号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	4
議案第74号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第75号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第76号 出雲崎町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第77号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第78号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第79号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について	9
議案第80号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について	9
議案第81号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	9
予算審査特別委員の選任	16
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	17

議案第 8 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	1 7
散 会	1 8

第 2 日 1 2 月 1 1 日 (水曜日)

議事日程	1 9
本日の会議に付した事件	1 9
出席議員	2 0
欠席議員	2 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 0
職務のため議場に出席した者の職氏名	2 0
開 議	2 1
一般質問	2 1
加 藤 修 三 議員	2 1
三 輪 正 議員	2 7
散 会	3 3

第 3 日 1 2 月 1 6 日 (月曜日)

議事日程	3 5
本日の会議に付した事件	3 5
出席議員	3 6
欠席議員	3 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 6
開 議	3 7
議事日程の報告	3 7
議案第 7 3 号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正 する条例制定について	3 7
議案第 7 9 号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について	3 7
請願第 1 号 新聞への消費税の軽減税率適用に関する請願書	3 7
議案第 7 4 号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて	4 0

議案第 7 5 号	出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	4 0
議案第 7 6 号	出雲崎町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 0
議案第 7 7 号	出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 0
議案第 7 8 号	出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について	4 0
請願第 2 号	T P P 交渉に関する請願書	4 0
議案第 8 0 号	平成 2 5 年度出雲崎町一般会計補正予算 (第 6 号) について	4 4
議案第 8 1 号	平成 2 5 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について	4 4
発議第 5 号	新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書	4 6
発議第 6 号	T P P 交渉に関する意見書	4 7
委員会の閉会中継続調査の件		4 8
閉 会		4 8
署 名		5 1

平成25年第7回（12月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 7日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
12月10日	火	本会議第1日目（招集日）
11日	水	本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会
12日	木	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
13日	金	休 会
14日	土	休 会
15日	日	休 会
16日	月	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(12 月 10 日)

平成25年第7回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年12月10日（火曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第 8号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第 9号 請願の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第10号 諸般の報告について
- 第 6 議案第73号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第74号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第75号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第76号 出雲崎町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第77号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第78号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第79号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について
- 第13 議案第80号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について
- 第14 議案第81号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第82号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤真吾

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成25年第7回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（山崎信義） 議会運営委員長から、12月3日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、三輪正議員及び1番、宮下孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの7日間に決定しました。

◎議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について

○議長（山崎信義） 日程第3、議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第9号 請願の常任委員会付託報告について

○議長（山崎信義） 日程第4、議会報告第9号 請願の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配りました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第10号 諸般の報告について

○議長（山崎信義） 日程第5、議会報告第10号 諸般の報告を行います。

初めに、第57回町村議会議長全国大会について報告します。去る11月13日、東京NHKホールにおいて全国大会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りましたとおり、特別決議5件を含む21件を決議し、内閣総理大臣ほか関係大臣への要望活動の実施などが決定されましたので、報告します。

次に、議員派遣の結果について報告します。初めに、三輪正議員から去る10月17日に開催された第34回町村議会広報研修会について、同じく三輪議員から10月30日に開催された新潟県町村議会議長、副議長、委員長研修会について、また仙海直樹議員から11月6日に実施された再生可能エネルギー活用の取り組みに関する調査及び定住促進に伴う子育て支援の取り組み等に関する調査について、お手元に配付しました報告書のとおり提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第73号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第6、議案第73号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第73号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、昨今の消防団員の新規確保が全国的に厳しい状況の中で、本町条例におきましては団員条件として本町での居住または勤務の要件が規定されております。しかしながら、近年の勤務環境、就労形態、また道路網の整備におきまして必ずしもこの条件が合わない場合でも、町内でのつながりが深く、短時間で本町への移動が可能な場合には「任命権者の特任で団員資格を認める」項目を第3条に追加し、また第4条に同様に、6カ月以上の長期間、本町を離れることになっても同様に団員継続を可能とする特任項目を追加するものであります。

第5条につきましては、団員の分限身分についての整理とともに、団員である者が住所、勤務先が本町からなくなった場合でも同様に団員継続を可能とする特任項目を追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいま町長の説明のとおりでございますが、このたびの改正につきましては実際に団員から照会があったものでございます。事例申し上げますと、団員の実家为本町にありまして、しょっちゅう実家、また集落の行事にご参加をされて、また集落の役員などもされて、ただ隣接の市に家を建てたというふうなことで団員資格がなくなるが、今後も可能な限り団員として本町でも活動ができるかというふうな照会があったというふうなことであります。

正直、車で20分ぐらいのところまで移動ができてというふうな部分でございます。同様なケース、長岡市などの場合もやはり特任として認めているというふうな状況が現在ございます。ということで任免権者、これ一般団員の場合、団長になりますが、団長がまたケース・バイ・ケースで活動できるというふうな場合は認めるというケースを想定したものでございます。

また、第3条の特任につきまして、これも新規に団員となる場合でございますが、同じようなケースで、現住所は町外であります、しょっちゅう本町にいます。そういうようなケース。実家の行き来している。また、自営の仕事で町内にいるというようなケース。団員として貢献できるがというふうな部分でのことを可能とする特任の項目の追加でございます。

また、第4条につきましては、これは一時的な、6カ月を超えてというふうな部分ありますが、会社によっては6カ月出張というふうなところもございまして。そんなような形で、基本的には住所の移動がある、ないというふうな部分もありますけど、何カ月後にまた帰ってくるとか、いろんなそういうケースが想定されます。そういう場合でも団員としての継続を可能とするものというふうなものでございます。

第5条は、現在の団員の者が年度途中で本町、これを離れることになった場合でも本町でのかかわり、同じようなケースですが、町外での間借りなり家を建てられた場合でということで、先ほど申し上げた事例のような形のもの当てはまるかと思っております。いずれも団長、または幹部の方々と内容を諮りまして、実際に活動できるかどうかというふうな、事情をしんしゃくしながら決定させていただくというふうな部分での、これ事例に基づいた、また今回の改正というふうなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 隣の市町村に居住ということで1つあるんですけども、私個人的に懸念しているのは、現実に重複しないかなというふうな、例えば長岡市に住んでいて、長岡のほうから消防団員になってくれという話が出たときに、きちんとしたそこらの精査ができていくようにやってもらいたい、こういうことをちょっとお願ひしたいと思ひました。よろしくお願ひします。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） それぞれ退職金関係は、これは県のほうがまとめてやっております。したがって、入ると名簿の突合なり、その辺は整理ができるような形になっております。事例といたしまして、和島から本町にいろんな事情で来られたというふうな方も、また本町で消防団に入ったという、それは通算になるというようなことで、要は出雲崎だけではなくて、県全体でのそういうふうな消防団員としての位置づけになっておりますので、その辺は間違いなく対応できるというふうに思っております。

○議長（山崎信義） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これで質疑を終わります。

議案第73号は、総務文教常任委員会に付託します。

**◎議案第74号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例制定について**

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第74号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第74号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、廃棄物処理手数料のうち、し尿くみ取り手数料一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、一般家庭とは別に、仮設トイレにかかわる手数料を実態に見合ったものとするため、一般家庭の手数料の額に1,000円を加算した額とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、資料4ページの新旧対照表をご覧ください。

現在当町におきましては、この表の右側、第13条第2項のとおり、くみ取り手数料については一律、下線のとおり規定しておるところでございます。ご案内のとおり当町では下水道の普及によりましてくみ取り世帯が減少しておりまして、また各種行事等によって仮設トイレの割合が高くなっているという状況でもございます。

参考に、長岡市では当町と同じような状況から、仮設トイレのくみ取りにおいては作業日時の指定とか作業後の清掃、消毒などが求められておりまして、一般家庭の場合と比べて負担が大きくなっているということで、ことしの4月から一般家庭とは別に仮設トイレのくみ取り手数料を新たに

設定して徴収しているところでございます。

そこで、当町においても長岡市と同じ状況であり、実態に見合った手数料を徴収したいということで、来年の4月から仮設トイレのくみ取り手数料を新たに設けたいというものでございます。

別表第2をご覧をいただきたいと思いますが、上段の仮設トイレ以外のもの、いわゆる一般家庭のくみ取りについては変更ございません。下段の仮設トイレ1基について、この表の右側のとおり、これまでの手数料に1,000円を加算した額とするものであり、この加算額は長岡市と同額でございます。例で申しますと、例えば200リットルを一般家庭でくみ取った場合については10リットルまでの70円と10リットルを超える190リットル分、これは1,330円を合算しました1,400円となります。仮設トイレの場合については、10リットルまでの1,070円、10リットルを超える190リットル分が1,330円ということで合算をした2,400円ということになりまして、1,000円のプラスということでございます。

その他の改正としましては、別表第2が加わるため、これまでの別表第2を別表第3に改めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第74号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第75号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

議案第76号 出雲崎町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第77号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第78号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第8、議案第75号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第76号 出雲崎町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第77号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第78号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について、以上議案4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第75号から78号につきまして一括してご説明を申し上げます。

消費税率が来年4月1日から8%に引き上げられることから、消費税法の適用となる上下水道の4特別会計の使用料の額をそれぞれ改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

この4特別会計の条例で定められております使用料の額につきましては、いわゆる本体価格に消費税等の額を加えた税込みの金額となっております。ご承知のとおり来年4月1日から消費税等の税率が8%に引き上げられ、さらに平成27年10月1日からは、経済状況の判断等を踏まえた上で10%に引き上げることとされておりますので、条例で定める使用料の額につきまして消費税等を含まない、いわゆる本体の額を定め、これに消費税等相当額を加えて算定すると改正するものでございます。

なお、4条例とも附則におきまして施行日を平成26年4月1日とし、あわせて経過措置といたしまして、実質3月分の使用水量をもって4月分の使用料金を徴収するものにつきましては、消費税等の率について従前の5%を適用するとしております。

次に、議案第77号の農排条例にのみかかる部分の改正でございます。資料の新旧対照表、7ページをご覧ください。表の中ほど、第21条関係でございます。農業集落排水事業では、住宅を新築するなど新たに下水本管から住宅側に公共ますを取り出しする場合につきまして、原因者から申し込みをいただき、町が直接工事を行い、かかった費用を負担金として町に納めていただいております。しかし、公共下水道、簡易水道におきましては同様に本管にかかる工事であっても町は技術的な部分の設計審査、施工の確認などを行いまして、金額の部分につきましてはかかわらない形をとっております。このようなことから農業集落排水事業におきましても公共下水道と同様な取り扱いをするための改正でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第75号から議案第78号の議案4件は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第79号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更
について

○議長（山崎信義） 日程第12、議案第79号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第79号につきましてご説明を申し上げます。

本協定につきましては、平成21年12月の4市町での締結から、途中、追加、変更を重ねておりますが、このたびは協定書第3条第1号中アの医療において、小千谷市で病院統合が予定されておることから、またあわせて小千谷市が二次救急医療において魚沼圏域から中越医療圏域への変更により、本圏域の救急医療体制の整備を本協定に盛り込むものであります。

また、同じくオの消防・防災において、防災安全大学を主宰する中越防災安全推進機構が公益法人改革におきまして公益社団法人へ移行したことに伴い、名称の変更を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 町長の説明のとおりでございますが、小千谷市での統合、新病院につきましては平成28年度の開院を目指しまして、そんなところから本年3月で二次救急医療圏域は魚沼から中越圏域に既に変更になって、現在事業が進んでいるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第79号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第80号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について

議案第81号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（山崎信義） 日程第13、議案第80号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について、日程第14、議案第81号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第80号、81号につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第80号、一般会計補正予算につきましては、間もなく第3・四半期が終了しようとしておりますが、歳出では既に事業完了したもの、また今後の見込みの中で、年度末を待たずに今回計上しております。また、人件費関係につきましては手当等の変更、不足分につきまして補正をしております。

まず、歳出補正の2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の需用費では、町有財産の施設修繕料の追加を、また役務費では米田地内、国道352号線沿いの一部、桜の木の防除料と伐採料を計上いたしました。

また、船橋地内の借り受け地につきましては、本年度をもちまして地権者に返還となりますので、整地費を計上いたしました。

委託料では、稲荷町の町有地の地先の表示登記用の測量関係費を計上いたしました。

4項選挙費につきましては、町議選、参議院選の精算分を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費以降は、今後の清算見込みにより計上いたしました。

4款衛生費では、有害鳥獣の捕獲の担い手育成のための狩猟免許取得の補助を計上いたしました。

6款農林水産業費、5目農地費では、県営中山間地、六郎女地区の追加負担分、また別ヶ谷地区農業用水堰の修繕補助を行い、6目改善センター費では西越センターの施設修繕料を追加計上いたしました。

7款商工費、3目観光費では、駅前の町有物件の解体撤去費を、また全国地元めしイベントへの参加に伴う観光協会補助金を計上いたしました。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費では、第4分団3部、小木の消防詰所の工事関係費を計上いたしました。

4目防災対策費では、来年4月のウィンドウズXPのサポート終了に伴う県防災情報システムのパソコン更新、また全国瞬時警報システム・Jアラートにおきましても機器、システムの改修更新分を計上いたしました。

10款教育費、3項中学校費では、中学校校舎の外壁補修のための設計業務費を計上いたしました。

4項社会教育費、2目公民館費では、中央公民館トイレ改修工事費を、6目良寛記念館管理費では、耐雪庵の土台等の修繕料を計上いたしました。

5項保健体育費では、町民体育館、ゲートボール場の修繕料、また町民体育館のトイレ改修工事費、ゲートボール場の自転車小屋の建てかえ工事費を計上いたしました。

歳入におきましては、1款町税では、今後の見込みとして固定資産税を追加し、10款地方交付税

では普通分の留保の一部を追加し、19款繰入金では当初予算で繰り入れた財政調整基金 2 億8,000万円のうち 1 億3,020万1,000円を減額いたしました。

その他に分担金及び負担金、国、県支出金、寄附金、諸収入、町債を計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1,202万4,000円を追加し、予算総額を36億4,850万6,000円とするものであります。

次に、議案第81号、簡水会計の補正予算につきまして説明を申し上げます。このたびの補正予算、歳入、小木地内で簡易水道会計が所有しております土地の一部を一般会計の消防費に売却する収入を計上し、歳出には水道水の滅菌処理を行うための消毒用薬品費を追加いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額39万円を追加し、予算総額を 2 億463万2,000円とするものであります。

以上、両会計の補正予算を一括ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第80号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

246ページの歳出からお願いをいたします。総務費、4目の会計管理費についてでございます。これは、3部複写の領収書の印刷の追加でございます。

あと、5目財産管理費につきまして、これは施設修繕料の追加ということで、普通財産で持っております海岸の寄附をいただいた空き家等、障害者の施設に貸し付け関係が出てまいりまして、その辺の部分、修理の部分が発生しております。また、全体での修繕料の見通しの中で今回計上させていただきます。

あと、役務費についてでございます。これは、米田の352号線沿線の桜の関係でございます。合併40周年を記念しまして植樹をしたものでございます。その後相当の年数経過してきておりますが、途中また地権者もかわられたりなんかしてきております。そんな中で桜の所有は、これは出雲崎町というふうなことでございますが、実際所有者の方、公民館側からお二人の地権者の方、これはそれぞれ高齢になられたというふうなことで管理はちょっと難しいということで伐採お願いしたいというふうなことで、これは伐採をするような形で考えております。17本ぐらいの伐採になるかと思っております。あと、残りのほう、これは旧出雲崎小学校のあそこまでの桜、全部でございますが、130本ちょっとまだございます。あと、お寺ができて、お寺の一部も伐採の希望ございますので、これは伐採というふうなことになりますが、ただ当初伐採という話もあったのですけれども、いや、せっかく育てた桜の木なので、やはりある程度並木として残したいというふうなことで。ただ、今後130本の中でも病気が入ったりしているものがございます。その辺の部分、てんぐ巣病含めまして防

除もしたり、枝をちょっと処理したりというようなことで今後も町のほうで桜のほうは管理していくというようなことで地権者とお話ししておりますので、旧出雲崎小学校まで伐採もありますし、てんぐ巣病の予防も今回はするというようなことでこの冬場の時期にちょっと防除のほうも考えたということで上げてございます。全体で130本ぐらい桜の木はこれからも旧出雲崎小学校まで残るというふうな状況でございます。

続いて、船橋地内の福祉の里用地の整地費でございます。これトンネル関係で町のほうでずっとお借りした経過がございます。春先から太陽光発電の誘致の関係で話が来ておりました。地権者の皆さんとも何回かお話をし、その方向でというふうなことで話を進めておりましたが、結果的にやはり了解得れないというふうな状況になりまして、その過程の中で本年度25年度中に地権者の皆さんに全部お返しするというふうな話で既に了解してございます。既に返還の通知等も契約に基づきましてご案内してございます。ただ、お返しするに当たりまして、やはり今後の活用もございまずので、きれいな形でお返しするというふうなことで、16年、19年の地震のとき、あそこをちょっと下水道関係の処理で一時ストックに使ったりなんかしたケースもございまず。その辺の部分もきちんと整理して表土をそぐような形で、地権者の方に長くお借りしていたのできれいにしてお返ししたいというようなことで今回計上をさせていただきました。

13節の委託料、これにつきましては海岸で稲荷町の町有地、山田マリ子さんから寄附いただいた土地、さらに福祉の障害施設に今後お貸しする土地、近くにあるんですけど、そこでの海側がこれ国有地というふうな、漁港区域の土地が一部ございます。その辺の部分、表示登記をして出入りを用意したいというふうなことで今回測量関係を計上いたしました。

続いて、8目交通安全対策費でございます。交通安全灯のステッカーというふうなことで、これはなかなか外灯がどこの管理かというのがわかりづらいんで、町のほうで台帳持っていますけど、町の管理する交通安全灯等、防犯灯も一部入りますが、大体160基ぐらいございまずですが、これにステッカーを全部張りまして、所有者がわかるようにしたいというふうに思っております。ただし、これ以外のものは地元の管理というふうなことでなるのかなと、県のものもございまずけど。そういうふうに管理区分を明確にしたいなということでステッカーを用意させていただくというふうなことです。

247ページ、選挙関係は省略させていただきます。

続いて、248ページをお願いいたします。民生費の社会福祉総務費の関係でございます。積立金がありますが、社会福祉基金の積み立てということで川西の相沢孝一さんからご寄附いただいたものを積み立てで、予定してございます。

それと、障害者福祉費は身体障害児・者の補装具、これは車椅子の支給者の増というふうなもの、障害児給付費の減、これは発達支援分の給付が減とした、これ対象者減となったというふうなことでございます。

続いて、249ページの児童福祉総務費の子ども・子育て会議委員報償についてでございます。これは、平成24年8月に子ども・子育て関連法案が国会で成立しまして、子ども・子育て支援を総合的に推進するというふうな目的で新制度が27年度に開始するというふうなことになっております。新制度では、市町村に対し地域の実情に応じた子ども・子育ての支援事業計画、これ27年からでしょうか、策定が義務づけられているというふうなことで、計画への子育て当事者等の意見反映や計画推進に当たっての施策の実施状況、これを調査検討する機関というふうなことで本町も子ども・子育て会議というふうな形で今後設置していくというようなことで今回関係する報償を計上いたしました。委員さんは8人でございます。ということで2回ぐらいを年度内は予定しているというふうなことでございます。

児童措置費関係は、これは実績に見込む増減でございます。

続いて、250ページ、4款衛生費をお願いいたします。資源ごみの処理委託料、これプラスチックが多くなっているというふうなことで処理量を追加してございます。

それと、有害鳥獣捕獲担い手緊急確保補助事業補助金、わかりづらい名前になっておりますが、これは県の事業名でございます。要は狩猟免許の所持者が最近減ってきているというふうなことでありまして、狩猟免許を取られる方に対して一定額、5万3,000円が上限になりますけど、その2分の1を助成するというふうなことで、これは県の制度でございます。本町の場合、今予定されている方が2人いらっしゃるというふうなことで、その部分の計上でございます。

続いて、農林水産業費、5目の農地費、これは六郎女地区の整備事業、これは終了しておるんですが、吉川の県の河川改修に伴いまして、河川横断の排水管、現在仮設でございますが、これを本設に切りかえるというふうな部分で、その辺の部分で追加された事業というふうなことでございます。あと、別ヶ谷地区の農業用水の堰の修繕事業、これは町単の補助ということで堰の修繕ということで30%の補助を予定しています。

改善センターの関係は、これ施設修繕料、西越センターの玄関ドアのつけ根が大分傷んでいるということで、冬場を前にちょっと修理というふうなことでございます。

続いて、251ページ、観光費でございます。観光費の駅前の町有物件解体撤去工事、これは町のほうで取得しました駅前の物件、これを解体というふうなことで予算をのせてございます。

それと、観光費で19節の負担金ですが、これ全国地元めしイベントPR参加補助金というふうなことで計上いたしまして、来年3月20日から23日、東京日比谷公園でこのイベントが開催されるということで本町、サザエの炊込みご飯のPRで参加をするということで、今回は町観光協会が参加するというふうな部分での補助金でございます。事業主体は町観光協会に今回はなっております。

消防費についてでございます。記念章と記念品でございます。これは、新しく要項を直したんですが、これは全国大会に出た場合での特別功労の関係でのもの、また県大会に出た功績賞、その辺の部分をちょっと表彰関係、整理いたしました。今回県大会に稲川が出られたというふうなことも

ありまして、この辺での表彰をまた考えたいということでその辺の部分の記念品の追加でございます。

続いて、252ページお願いいたします。消防関係でございます。消防詰所というふうな形で一連の形のもの上げてございます。今までですと消防小屋というふうな表現とおったんですけど、実は東日本大震災を受けまして、防災基盤の確立を図るということで緊急防災・減災事業という事業が出てまいりました。当初消防関係の小屋はちょっと該当しなかったんですけど、2次分の配分で機能を上げたそういう詰所は認められるというふうなことで、起債事業で認めるということでありまして、単なる小屋というより、まず名前が詰所というふうな形でまず持ってまいりました。そのほかに一部分の分団を総括したような形でちょっと備蓄ができたり、また皆さんが特に備蓄ですね。あと、装備品のような形を置くことができたりというふうな形で、ちょっとそういうスペースも設けるような形で、単なる小屋ではなくて、もうちょっと機能を上げたような形での名称を詰所というふうな形に変えて、今回申請をするというふうなことで一連の事業費関係をのせました。これは、議会資料のほうでのせてございますが、実は平屋の建物でございます。場所的には小木に現在ありますが、19年の地震で大分傷んで修理したんですが、ぎりぎりのところで今対応しているというふうな部分であります。場所は水道用地の一部を譲り受けてそこで、道路の反対側になりますけど、建て直すというふうな形であります。現在の部署自体が詰所も何もない、ほんの小屋だけというふうな形になっておりますので、ちょっと機能を上げた形でのことを検討してございます。

あと、防災対策費での県災害情報システム関係、あと全国瞬時警報システム、これはJアラートでございます。町長の説明のとおり、来年4月9日でウィンドウズXPのサポートが終了いたします。サポートが終了したからと、使えないわけではないんですけど、インターネット接続しているものについてはセキュリティーの面で不安になってくる部分がやっぱり出てまいります。ということで、特にJアラートについては起動装置自体も影響してまいります。今から全てを改修していかないと、4月に間に合わないというふうな対応になっております。ですので、単なる機器の交換だけではなくて、システム自体をそっくり改修していくというようなことでちょっと高額になっているというふうな部分でございます。消防庁からの早い段階での改修というふうな要請来ておりますので。あと防災システム、これは端末の交換と設定なんです。県庁から気象とか、いろんなメールが来ますが、ただ機器の交換と設定というふうなことで、これは少額ということでございます。あわせまして、本町でウィンドウズXPからウィンドウズ7に対応を今考えておりますけど、ほかの部署でもXP持っておりますけど、特に緊急を要するのがここの部分かなということで、ほかの部分は当初予算で対応できるのかなというふうな考えております。

続いて、教育費関係であります。財源更正、これ寄附金でアイザワビルサービス様から100万円の寄附があつて、教育関係にというふうなことで教育のほうに充当させていただきました。

あと、中学校費につきましては、これ学校のパラペットの一部分がちょっと落ち始めている状況に

あるということで、実際に26年度の工事を見込みまして、早目に設計のほうを上げたいというようなことで今回上げさせていただきます。

続いて、254ページ関係でございます。公民館費でございます。中央公民館のトイレ、さらに保健体育費で体育館のトイレ、これそれぞれのせてございます。9月にも一部改善センターのトイレの改修を上げましたけど、順次改修していきたいということで和から洋式の分を増やして、さらにウォシュレットの暖房便座を用意しているというようなことでございます。ただ、来年春先に全国良寛会の総会が本町であるというふうなことで、とりあえずそれに間に合うような形で今から改修していこうかなというふうなことで今回のせました。ただ、これは1階部分だけでございます。また、2階部分につきましては順次対応させていただくというようなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。資料のほう、ちょっとつけてございますので、後でまたご覧いただきたいと思ひます。

妻入り会館の光熱水費、これは申しわけありませんが、実績の中でちょっと不足が生じるんで計上というふうなことでございます。

あと、良寛記念館の管理費、これは施設修繕は庭の入り口にある左側の耐雪庵。これ土台が大分傷んできているというふうなことで土台の部分の修理であります。あと、記念館のサッシの修理も一部入ってございます。

積立金10万円につきましては、これは権田雷斧顕彰会から寄附10万円いただきまして、記念館にというふうなことで基金に積み立ててございます。

それと、保健体育費、施設修繕料、これにつきましては体育館の2階のギャラリーですか、走ったりするところが一部ちょっと雨漏りがあるというふうなことでその辺の部分の修理とゲートボール場の送風機の修理というふうなことでございます。

それと、工事関係では町民体育館のトイレの改修、そのほかに町民ゲートボール場の自転車小屋、大分傷んでおりまして、これの更新というようなことで今回計上してございます。

戻っていただきまして、歳入、241ページお願ひいたします。町税関係でございます。これは、町長の説明のとおり今後の見込みで計上してございます。

あと、10款地方交付税、これは普通分の留保を今回追加いたしましたけど、残りまだ6,800万円ぐらい留保がございまして。

分担金関係は、これは吉川の仮設の関係を本設にする5%の受益者負担分でございます。

242ページから以下、負担金関係、これは歳出に連動いたします。

それと、243ページの寄附金でございます。一般寄附金につきましては、これは勝見の佐藤裕さんからご寄附をいただいております。

あと、教育費の寄附金、これはアイザワビルサービスさんからいただいております。

それと、良寛記念館関係は先ほど申した権田雷斧顕彰会から寄附。

あと、社会福祉費の5万円、これは川西の相沢孝一様から寄附をいただいたものでございます。

続いて、244ページお願いいたします。財政調整基金関係でございます。当初予算では2億8,000万円、財政調整基金取り崩しをいたしました。今回財源調整、留保分を追加いたし、交付税関係を追加しまして、残りが1億5,000万円まだちょっと財政調整基金から繰り入れているというふうな状況になってございます。

町債につきましては、それぞれ関係する事業の町債を計上してございます。

臨時財政対策債もこれも留保分を今回計上いたしました。

238ページは、地方債の補正の表。

以下、終わりのほうに人件費の関係、地方債の調書というふうなことで一般会計つけてございます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） 次に、議案第81号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第81号、簡水特会につきまして補足させていただきます。

198ページをご覧いただきたいと思います。一般会計に売却いたします土地でございます。小木の浄水場に隣接する部分で、面積300平方メートル、1平方メートル当たりの単価につきましては購入したときと同額の1,300円というふうに計上してございます。

以上です。

○議長（山崎信義） これで提案理由の説明を終わります。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号及び議案第81号の議案2件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号及び議案第81号の議案2件については、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。
この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時18分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時19分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（山崎信義） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に仙海直樹議員、副委員長に諸橋和史議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山崎信義） 議案第80号及び議案第81号の議案2件は、予算審査特別委員会に付託します。
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

◎議案第82号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（山崎信義） 日程第15、議案第82号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第82号につきましてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の磯部友記雄委員におかれましては、平成25年3月31日をもって任期満了となります。後任候補者の推薦につきまして新潟地方法務局長から依頼がありましたので、現職の磯部友記雄委員を再度法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は3年となっております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第82号は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 全員起立です。

したがって、議案第82号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時22分）

第 2 号

(12 月 11 日)

平成25年第7回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成25年12月11日（水曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤真吾

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 加藤修三 議員

○議長（山崎信義） 最初に、7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 産業と観光の今後ということで先回柏崎市、10月に行われました国際ご当地グルメグランプリにおきまして当町商工会が3年連続して参加して、当初の成績は10位、7位、そして今回サザエの炊込みご飯で総合第1位というグランプリに輝きました。これは、町内、町外、県内はもとより、皆に知れ渡り、私たちも本当に誇りに思っております。

その結果、町長もよくテレビに出られましたけども、テレビに出たり、新聞に頻繁に取り上げられるようになり、今その追い風に乗っている最中です。追い風に乗っているこの今をまた再度町の知名度アップという形になるためにも近隣の市町村及び県内、県外のグランプリやイベントに積極的に参加し、知名度をアップするという方法もあるのではないかと思います。

また、来年は近隣の福島県郡山市でB-1グランプリが開催される予定になっておりますけども、これらにも参加に打って出て、積極的な活動をし、町の資源を広めたり、また町の知名度をアップして本町を今度は全国的にアピールし、来町者の増加、そして観光の活力につなげるチャンスではないかと思います。

また、もっとオーバーに言いますと7年後のオリンピック、これについてもオリンピックという大体今東京で一括、経済効果5兆円、7兆円と言われておりますけども、東京だけがといいますと、やはりよく考えてみると、我々のところにも何かあるのではないかというふうに思います。なぜならば、新潟空港がある中、アジアのハブ空港であります韓国の仁川、ここと新潟空港は結構つながっている中、そのほかの空港とのつながりがある中、観光客がどっと押し寄せるといことも予測されます。その中で私たちも新幹線で観光客が東京に行くだけではなく、いかに我が町に魅力のあるものをつくって、少しでもとどめていけるよう何か方策を打てるチャンスではないかと思っております。

そして、話はまた戻りますけども、このグルメ、これについての計画立案、実行、それから継続、これについてはやはり町の人と考えて、町の関係者が考えて、誠意を持ってやってきたことで、こ

れについては次に何かやる人のためのいい見本になったのではないかと考えております。このためにこれらのことを大切に育てていく必要があると思います。

今回グルメグランプリを獲得しましたこの一遇のチャンス、これを狙いまして、町のさらなる活性化、魅力と知名度アップを図り、観光客の増加、それと町の活性化、これについて町長はどのように考えているか、これについてお伺いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 加藤議員さんのご質問にお答えしますが、まず第1点目でございます。

サザエの炊込みご飯がグランプリをとったということに対するさらなる町の活性化にいかにつなげるかというご質問でございますが、ご質問と同時に自らの考え方を示されましたが、全く同感でありまして、私が答えようとする以上に詳細に自らのお考えを述べられておるわけでございます。全く私もそのとおりでございます。改めて簡潔にまたなぞらえながらひとつお答えをしたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。

商工会を初め、関係者各位の最大のご努力によりまして、石の上にも3年と申しますが、見事グランプリを勝ち取られたと。これは、本当に関係者各位の並々ならぬご努力あったと。私は、改めて敬意を表しながら、その努力に称賛を惜しまないものでございます。私たちもこれを機に、あらゆる機会に出まして、このサザエの炊込みご飯というものを広くアピールしておるところでございます。先般も大阪駅の新潟観光物産展の中越の懇談会、これもでございます。このときも名物サザエと汐風米を使った炊込みご飯、これ私も出席したんですが、物すごく好評でした。中川議員さんも一緒に行かれたわけでございますが、サザエの炊込みご飯はレシピを送って、直接は行かれなかったわけでございますが、その味といい、何とも言えないすばらしい、手前みそではございませんが、本当にうまいという感じを得ながら、また参加した皆さんからも相当好評さくさくであったということもお伝えをしておきたいと思っております。

さらに、東京浅草において柏崎地域首都圏観光誘客懇談会、これも私も出席しましたが、大変大勢の皆さん、各界の人たちがお集まりいただいて、そこでもサザエの炊込みご飯、これが大きく取り上げられて、好評をいただきました。

私も今いろいろなところに出ておるんですが、この出雲崎がサザエの炊込みご飯でグランプリをとったということは、これがまず第一に話題になります。これは、本当に町を売り込む大きな千載一遇のチャンスというふうに私も考えております。これを契機に、今町が進めておりますところの“美食”街めぐりイベント、これら等も通しながら、このサザエの炊込みご飯を中心として出雲崎の食文化というものを広くひとつまた他の皆さんにご理解をいただきたいというふうに最善の努力をしてまいります。この後の質問もでございますが、そのための材料、資源の確保と、いろいろと問題等もあるわけでございますが、これらに対しましても全力を挙げて行政として対処してまいりますというふうに考えるわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 今町長も言われましたように、いろんところで評判がいいという形の中でやはりこれを継続していく。味を落とさない。一回落とすとロコミですから、これは何だこんつあもんという話にならないようにしていきたいというふうに我々も思っております。

その中でやはり町のイベント、よく見ますと、町の大漁まつり、きずな、それから海水浴等いろいろありますが、このときによくサザエが使われて、サザエのつかみ取り、それから袋の詰め放題、袋の詰め放題なんか見ますと、結構お客さんが並んで大盛況という状況を見ております。しかし、ここにきて、今またサザエの炊込みご飯が出てくるとなると、お客さんが当然増加して、いい傾向でありますけども、やはりお客さんに具がいっぱい入って満足のいくものをつくっていただいて、よそが例えばまねすることも出てくると思ひましょう。しかし、ああ、このがやっぱり一番おいしいんだというふうな形をとっていかねばいけないと思ひます。

しかし、サザエの町の水揚げ量、これを見ますと、やはり年々と減っております、平成2年のときには160トンぐらいとれていたと。その当時、これは全国でベストテンに入るぐらいとれていたんじゃないかと言われていたぐらいあったということを仲間からも聞いたりしておりますけども、平成21年には51トン、23年には38トン、去年は23トンと、年々減っております。もう30%以下ずつどんどん、どんどん減っている状況の中、またことしは漁師さんのほうに聞いても、うん、ことしはサザエあんま少ないんだよなというような嘆きも耳にしております。漁業者の人もサザエとるに当たって、小さいものは当然とらないし、サザエ網にかかった小さいものは、ゲージを見て、小さいものは再放流ということで資源の確保に十分努めておりますけども、このままいくとどんどん、どんどん減っていくことが危惧されます。そうすると、町の行事であります詰め放題だとか、いろいろやるに当たって、やることはやるんですけども、物すごく小規模な形となった中で、ああ、あそこへ行けば結構満足にいくように物事がもらえて、すぐバーベキューできたりとか炊込みご飯食べて、ああ、具がいっぱい入っておいしかったというものが本当になっていくのかどうか、ちょっと危惧するところでもあります。その辺について、今のこのサザエの水揚げ量が減っている状況、資源の確保、これについてどのようにお考えなのかお聞かせ願ひます。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 2点目の資源確保と保護という問題に入っているわけでございますので、あわせて答弁をしたいというふうに思っているわけでございますが、率直に申し上げまして、こういうことを申し上げるとお叱りを受けるかも知れませんが、今まではサザエというものに対する認知といいましょうか、評価というものは、ああ、サザエかというような受けとめ方を皆さんはされておったんじゃないかと思ひます。しかし、ここにまいりまして、サザエが一躍脚光を浴びておることになりますと、今加藤議員がおっしゃるように、供給する側としてその量の確保をどうするのかということが大きな課題となってまいりましてございまして、これにつきましては確かに

漁獲量も60%減少しているというようなことでございますし、年々この傾向が続く可能性もあります。

その中でひとつ資源確保ということでアワビとか、ヒラメは稚魚の放流ということで、これは国、県のお力添えをいただき、町も補助金を出して積極的に毎年行っているんですが、サザエにつきましては残念ながらそういう一つの稚魚の放流というようなことがないわけでございますが、これにつきましては今加藤議員がおっしゃったように、漁業者側におきましても厳格に小さなものは自主放流するということなどで資源確保というものに努めておられるわけでございますので、その辺をこれはやっぱりいろいろな意味の資源確保の原点については、単に言葉ではなくて、海流とか、あるいはまた海水温とか、サザエが増えるような可能性は科学的にどういうふうな分析をされるのか、その辺もこれは町としてもしっかりと解析をしながら資源の確保というものを図ってまいりたいというふうに思っております。

さらに申し上げますと、私はやっぱり率直に申し上げて、先般もひとり暮らしの老人のご家庭を訪問したときに、ちょっと休憩しようやということで天領の里に参りました。そして、コーヒーをいただいておりましたら、どうでしょうか、サザエの炊込みご飯のちょっと味見をしていただけませんかということで、4人でしたか、出していただきました。これまたおいしいんですね。全くすごいなと。これをひとつ売り込めば、相当お客さんが来るんじゃないかというような感がいたしたわけでございますが、そのときサザエを持ってこられた、ちょうど業者がおられたんですが、どちらさんか私わかりませんが。場合によっては、極力出雲崎で資源を確保しながら提供する。もし仮に資源提供に不足が生じたときには、出雲崎町だけではないですね。これは、今いわゆる食品の偽装とか、いろいろ問題になっていますが、産地は問わないわけで、サザエというもののおいしさというものはもうある程度確定をしておりますので、場合によってはそういう方法も、当面は危機的対応といたしまししょうか、将来的には資源を増やすということとあわせて、そういうことの対応も皆さんと協議しながら図っていかなければならんんじゃないかなというふうに考えています。その辺は、できるだけひとつ提供はこの出雲崎のサザエをひとつ主軸として、どうしても不足したときには若干融通し合ってもらおうというようなことも考えていかなければならんと。ぜひそうやってほしいんです。そういう意味で先ほど来から申し上げますように行政としても、サザエだけではございません。いろいろな意味の魚の資源の確保というものについては、今申し上げましたヒラメとか、あるいはまたアワビ、放流しておるんですが、そういうようなほかの面についても、さらにひとつまた町としてそういう工夫を凝らしながら対応していかなければならんんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 今町長言われました形でとっていただければいいと思いますけども、やはり僕らが子供のとき、知っている限りはサザエなんかは青いものを食べていけば、言葉が正しいか、そ

の部分青っぽかったり、茶色のを食べたら茶色かったり、やっぱり地域によって若干違いが出ることも考えられます。きのうの広報を見ても、今度はアワビの放流ということで、サザエもこういうふうになくなっていく状況の中であれば、次のステップということで町の次の資源ということも考えながら2本立て、3本立てで物事を進めていき、また今回の商工会がやられてくれたような形で次の特産をつくっていくという方法も手だと思いますが、何せ今サザエの追い風に乗っている中、来たら物が無いや、来たら食べられないというようなことのないような形をとるためには、最低限の資源の確保ということに努力していただきたいと思えます。

次に、漁業者を取り巻く環境ということがありますが、今漁業者を取り巻く環境は非常に厳しいと思えます。私もそうですけども、一般消費者の魚離れ、それから魚価の低迷、それから燃料費の高騰、それから海が荒れたときは出漁日数が少ないという中で本当に厳しい状況の中で仕事をやられていると思えます。昔は、漁業就業者も300人ぐらいおられたというふうになんて聞いておりますけども、平成17年には84人と、今現在は38名、これは町の資料とか県漁業センサス資料、これちょっと参考にさせていただいたんですけども、こういうような状態で三十数名と、約40名という中で1次産業を支えているという状況も、これについても問題があるというふうに思えます。そのうち65歳以上が、私もグラフ書いてみたんですけども、65歳以上でいいますと、これがもう全体の55%ぐらい占める状態です。そのうち70歳以上が13名と、38名。そのうち70歳以上の中うちの近所の人で88歳になっていますが、この人は元気で、我々の仲間と言えばモンスターと言われる元気な人もまれにおられますけども、なかなかやっぱり高齢になってきているのが現実であります。その中でつい最近、漁師さんの息子さんが漁業を継いでくれるというような形で明るい話題がテレビで放映されて、私たちも本当にうれしい思いをしましたが、その反面、うちの向かいの漁師さんは年齢で漁業をやめられたということで、やっぱり増えたり減ったりしながらどんどん減っているという状況は非常に残念に思っております。

それで、年齢別に見たとき30代が、その新しい人入れていないんですけども、1名。40代が5名。60代が6名と。全部で38名から40名いる中で30代から50代で33%しかいません。人数でいうと12人です。これが将来何も手を打たないでいたときに、十二、三人で仕事をできるのかどうか。それで、みんなでやるときにはやっぱり若い人がいて切磋琢磨して、おまえこういうふうにした、俺はこうやったらこういうふうにとれたとか、こういうこともディスカッションのできる状況がなくなってくるんじゃないかと。こういう緊急状態は何かしていかなければいけないということで町長にお伺いしたいんですが、こういう農業、漁業も含めた1次産業の就業者の減少抑制、それと後継者の対策、この辺についてどのように考えておられるか、ちょっとお話をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 次なる時代を担う後継者対策というご質問でございますが、これは加藤議員さんのおっしゃるように漁業と言わず、1次産業のいわゆる農業、林業においても相共通する問題で

ありまして、これをどう解決するかということは、今焦眉の的でございます。真剣にあの手この手で対応は考えるというわけでございますが、私はやっぱり道のりは遠いとは思いますが、しっかりとまず基礎から、基盤から固めていかないと、言葉では後継者は出てまいりません。やっぱり漁業なり農業の労働環境の改善というもの、これをしっかりとどのような形で対応するのか。さらに、例えば漁業、あるいは農業、これも農業も大変大きな問題を抱えています、今飼料米とか、いろいろ問題出ています。そういう技術的な面でしっかりと今後の農業、あるいは漁業もそうですが、林業、農業、これらをどのようにしっかりと根づかせて、しかも最終的には経営の効率化というものを考えていきませんか、今のこういう時代ですから、やっぱり生活をする、生活をするということには経済的な大きな要因が当然重要視されるわけでございますので、経営の効率化をどうするかという問題等について深く切り込んでいかないと、言葉では後継者は出てまいりません。これを道のりは遠くとも、一つ一つ積み重ねをしていかなければならないというふうに思っています。まず私は、出雲崎漁業につきましてはいわゆる環境改善、今漁業者も、限られた漁業者でございますが、ついおとといですか、カニとかタラとか非常に大漁だったらしいんですね。非常に私は結構なことだと。そういうこういう冬場の大変厳しいときに、安定した操業ができるような出港、入港、そのための、今漁港内には砂が堆積しておるんです。これを何としても全部撤去してもらおうと。今までも部分的な撤去したんですが、全くこれはさいの河原で、またまた崩れてそこに埋まる。今回抜本的に、相当のお金はかかるんですが、国、県に要望しまして、おおむねそのめどもついてまいっております。さらに、今回災害とか、いろんな問題、予想以上の自然災害が出てまいっておるわけでございますので、これらの漁港の耐震あるいは安全施設をどのようにするか。私は、常に地方に出て言うんです。この第2種漁港、出雲崎漁港は概成ということで全て整備になったと。とんでもないです、私は。そうじゃないです。まさに今予想以上の、想像にしたようなものでないです、災害が発生する。それに対応する次なる手段を講じてもらわないと、漁業の将来はないと私は申し上げている。

そういう意味でそういう面についてもしっかりと、やはり私はあらゆる面の環境改善といいたいようか、安全措置を講じていかなければならないというふうに思っているわけでございますし、また今私もいろいろのところに出てお願いをしているんですが、要するに漁業もこの燃料の高騰、最近若干落ちついているんですが、A重油とか軽油、これらの燃料、これらについても引取税の免除を恒久化するとか、そういう安定した経営をするためにはどうするかという基本を解析をしながら、その一つ一つをつぶして、やっぱりプラス要因につなげていかなければならんというように私は思っています。言葉では、なかなか今のこの現状の中において簡単に後継者を見つけ出すというのは大変厳しい。厳しい中ではございますが、私はこれは絶対出雲崎漁港の生き残りをかけたいと思います。こうしておとといもあれして、しっかりと大漁で、しかも好評な魚が売れることによってある程度所得も安定してまいれば、今後継者もまた出てまいる可能性も十分ある。そういうことを目

指しながら、これから行政としても頑張っていかなければならん。6次産業化とか、いろいろ言われています。ここにも書いてございます。でもそういうことは当然のことなのです。それ以前に従事する方々が本当に基本とする漁業なり農業に対する所得控除なり、安定した経営が得られるかということに対するひたむきな努力をしてまいらなければならんというふうに思っているわけでございますので、これからも十分ひとつまた、加藤議員のご意見もございまして、ここにおられる皆さん、みんな同じ意見だと思いますので、全力を挙げて対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 町長言われましたように、安定した経営ということで、全国では氷見港のところ、若者を月給制にしたり、また震災が起きた宮城県のどこだったか、漁業の特区にして企業が入って、冬はカキがとれない部分をもう年間給料制にして、営業もやりながらやっていくというようなところも多々出ておりますし、そういうところには若い人も自然に集まってきているという状況もある中、それらも参考にしながらぜひとも、この町の魚は昔から歌でも歌われていますけども、おいしいもの。確かにおいしいんですけども、これらをやはり残していくというためにもぜひともみんなで力を合わせて対応していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（山崎信義） 答弁いいですか。

○7番（加藤修三） 以上です。

◇ 三 輪 正 議 員

○議長（山崎信義） 次に、9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） では、私2番目ということでございます。

まず、国土調査の推進ということでございますが、国土調査というと、ちょっと聞きなれませんが、別名また地籍調査とかいうふうな形で知られております。このことにつきましては、以前先輩議員のほうで平成14年3月議会、また19年の3月議会でいずれも国土調査を進めてもらいたいというふうな質問が一般質問でされております。それで、町のほうでも今年度調査のもとをやるということでございますけども、なぜ私が一般質問取り上げたかということ、もう一刻の猶予もならんというふうな状況になっているので、再度これを取り上げまして、強力に進めていただきたいということでございます。

国土調査につきましては、国の国土調査法が昭和26年に制定いたしまして、それから約60年たっておりますが、全国的にはまず50%くらいしか実施されていないというふうな状況で、新潟県はさらにおくれて40%くらいということでございます。これなぜ必要かということですが、当然皆さんもご存じかと思いますが、土地の境界、これが年々わからなくなってきております。境界や地目、面積などを明確化することということでございます。主な効果といたしましては、境界の争いを未

然に防ぎ、個人の財産の保全や土地取引の円滑化になると。それから、2番目が公共事業や町づくり等で、または災害復旧等に迅速に対応できるということでございます。それと、特に3番目が一番問題でございますけども、境界がわからず、手入れのできない山林の手入れが促進されるなど、メリットは非常に大きいものがありますということで、出雲崎は非常に山の面積が多くございますけども、今ほとんど山へもう入れない状況になっております。そんなことでとにかくこれを進めていただきたいと思うわけでございます。

県内30市町村ございますけども、以前は、合併する前におきましては、今合併しましたので旧町村ですと、もう100%近い町村が幾つか出ております。合併した後というか、今現在の30市町村の中では津南町さんとか、それから聖籠町さんが100%国土調査は終了しているというふうな状況でございますので、この辺の考えを町長のほうから伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪議員さんのご意見で、この地籍調査の必要性というものは、これは私も十分認識してございます。そういう意味におきまして、既に今地籍調査、資料等の作成業務委託料、これを今回計上させていただきました、今後その調査に基づきまして業務工程なり、あるいは事業量、事業費等々の今後のこの国土調査の仕事の進め方を、手順をしっかりと確かめてみたいということで今進めておるところでございます。これらが具体的に提案されてまいりましたら、私はやっぱり今三輪さんがおっしゃるご意見と本当に同じなのです。もう何としてもこれを進めなければならない。お金がかかります。時間もかかります。人も必要です。しかし、どうしても私は今これ進めてまいらなければならないという気持ちは十分三輪議員と同じ気持ちでおりますので、早くこの調査結果を踏まえながら、次なる手順を考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 9番、三輪議員。

○9番（三輪 正） 今町長のほうから町の取り組みにつきまして答弁いただきましたけれども、特に私らおとしだか、東北地方の被災地を現地調査というか、視察に行つてまいりまして、最後の視察、いろいろ気仙沼ですとか陸前高田とか行ったんですが、一番最後のところが釜石でございました。釜石市の市役所とかはちょっと高台であったので、あそこは被害なかったんですが、ちょうど市役所の相向かいに建物がございまして、そこで国土調査事務所ですか、そういうふうな看板が見えましたので、向こうの市役所の方に聞きまして、この関係はどうですか。国土調査をやったおかげで境界とか、そういったのが明らかで、これからの復興に対しては非常にこれは有効でございますというふうに言われたんです。だから、私ら4市町か5市町回りましたが、その中でも一番楽観的にされていたのが釜石でございました。

それで、そのほかのところはみんな上のほうは全部とってあるんですが、土台は全部残してあるんです。何で土台石とかああいうのをしないんだ。あれやると境なんかみんなわからなくなるので、とにかく壊されないんだというふうな話だったんです。そんなことですのでぜひこれから、災害、

これはあつてはなりませんけども、そういった面で、例えばこれは海とかそういうのばかりじゃなくて、山崩れですとか、そういった面もございます。中越地震のときは、やはり県道等で地籍調査が終わったところと終わらないところがあつて、仮に終わらないところは復旧に約1年かかったと。調査が終わっていたところは、2カ月くらいで境界がはっきりしたんで終了したというふうなことがございますので、とにかくこれは必要なんだなと思うわけでございます。

そんなことで、それと山林のほうですが、先ほど言いました出雲崎は70%か80%は山林面積でございまして。それで、以前は山も非常に木の価格はよかったものですから、みんなほとんどの農家といますか、山を持っている方は暇さえあれば山へ行って手入れをしておつて、また炭焼きをやって切ったりということで、だから常に行っていましたから、境というのはかなり明確だったんですが、最近ほとんど行く機会がないというか、逆に行けなくなったんです。ということは、境がわからないんで、変に木を切ったり手入れをしますと、間違つてよその木を切ってしまったとか、そういうふうなことなんで、昔は境がわかつたんです。だけど、昔はたしかここに歩く小道があつただけで、今行きますと、道があつたはずなのにわからないやとか。そして、境木というのがよく、ツツジの木ですか、あつたんですが、それもほとんど今枯れたりとか、わからない状況でございまして、私らも変に山へ行って手入れができない状況ですし、まして自分の子供とか孫の代になったら、果たして山へ行けるのかどうか、おっかなくて、自分の山がどこだかわからんじゃ手のつけようがないわけです。

それで、今おかげさまで出雲崎も林道ですとか、そういうのをつくってもらつたとき、私らも立ち会いに出るんですが、ほとんど昔よく山へ行った方も一緒に立ち会いしますと、たしかここが境だったんでないだろうとか適当に、適当じゃ悪いですが、まあ、この辺にしておきましょうぐらいの程度なのです。道を一本つけるにもその土地だけじゃなくて、その周辺の土地も全部調べなければだめなんで、そういうふうな労力というか、経費もかかるわけなんで、こういったものを一回やってあれば、非常に山もスムーズにいくんでないかと。

それで、今山はCO₂の問題ですとか環境問題で今出雲崎の山も間伐が非常にまだおこなわれておりますが、ほかの町村よりは進んでいますけど、まだまだやらなければだめだと思います。あれをやらないと、山が最終的には山崩れとか、災害のもとにもなりますので。また、今県内ですと阿賀町はもう木材のペレットでやっておりますし、関川村さんが今度間伐材を主に使つたバイオマスの発電所の計画で進めておりますが、仮に出雲崎もそういったとき木を切り出してくださいというふうな要請が当然来るかと思うんですが、そのときも非常に境がわからないと、木を切るにも切れないというふうな状態ですので、そういった面もありますので、出雲崎の資源を有効に使うということも大事かと思うんですが、特に町長、その辺を絡めまして当然進めていただくとと思うんですが、その辺の決意等、またお願いしたいなと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） まことに恥ずかしい次第でございますが、私もつい最近になりまして建設課長から、いよいよ降雪を控えて町道にかかわる山の木がちょっと除雪の障害になるから、私に伐採をしてくれというお話がございました。いや、あれは私の山じゃないですよ。ほかの小林さんの山で、これは私の山じゃないんだが。いや、町長、それはあんたのもですと。いや、俺はおふくろから聞いた境はまだ上の方で、あれは小林さんのやつで、私ではないと。そうすると、いや、町長、それだったら、私は切るにやぶさかじゃないが、人の木を切つては大変失礼に当たるから確認をしてくれということで課長から確認をしていただきましたが、まさに指摘どおり私の山であったということで、私も直ちに伐採をいたしました。

全く今三輪議員さんおっしゃるとおりです。私も今こういうまことにもって恥ずかしい実際ですが、申し上げているんですが、これは私も山を例えば勘定、いろいろのところの自分の境界も木が大きくなったり、木が山林状態変わってまいりますと、境がもう明確じゃないですよ。ましてや、それじゃ私たちの次の世代の人たちがそれをわかるかと。全くわかりません。教えてもいないです。これは大変な問題なんです。今三輪議員さんおっしゃるように、災害という話が出ましたが、もしこの地籍調査がなっておりますと、災害等の復旧は速やかに進むんです。そういういわゆる境界確認なりに物すごく手間かかるのです。そして、測量でしょう。だから、この地籍調査というのは、これは本当に将来を考えますと、何としても急がなければならない。

今三輪議員さんがおっしゃられるように、なぜ地籍調査進まないかという大きな理由は、やっぱり土地所有者の高齢化、そして不在地主が多くなってきておるといことです。そして、今おっしゃるように山林が荒廃しまして、境が明確でなくなっている。そういう問題。さらに、またご指摘になったように、かつてのいわゆるその地域の知恵者と言われるお年寄りがいなくなったんです。そういう知っておられる方が境界を確認しておるんですが、亡くなっておるといことで、さらにこの境界確認は混迷を深めるというように私は考えています。だから、一日も早くこれは絶対やるべきだと私思っています。やることによってやっぱりそれぞれの山林所有なり、いろいろな皆さんの将来にかかわる大きな物的財産の確保、争いを起こさない、あるいはまた災害等に対応できるということを考えますと、私は言葉じゃなくて、調査結果出てまいりましたら、早急に何としても取り組まなければならないというふうに考えています。ぜひまた皆さん方ご協力いただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今町長言われました、特におくれているのは住宅のあるところと山だそうです。平らなところは意外と県内でも進んでいるということでございます。

それで、特に境を知っている方がだんだん亡くなったりとか、もうほとんど高齢になりますと記憶が定かでなくなっているということで、国では平成22年から山村境界基本調査ということで、とにかく境だけの状況を今のうちに記録しようというふうな制度が始まっているというふう聞いて

おりますので、これは費用は100%国が出すと。そのほかにつきましては、一般の地籍調査につきましては95%は国の経費で、地元負担は5%と。ただ、非常に人間の手配というか、担当もおりますので、それが一番ネックになっているんじゃないかと思いますが、特に今のうちにそれでも少しは知っている方が残っていただけるんで、特に境界の確認といいますか、この辺だけの今こういうふうな山村境界基本調査というふうな制度もございますので、こういったものもどの程度考えておられるのか、それちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪議員さんのただいまの制度的なものです、これちょっと不可能だと私は思います。これは、もう町全体を挙げてやるんですから、個々に、俺はこの境界を確認したいんだが、皆さん立ち会ってくれないかというような、そういう事態はなかなか私は難しいと思います。だから、基本的にはそういうこそくな手段じゃなくて、抜本的なそういう地籍調査、境界確認、いろいろの面を進めるといふこの原点からやらないと、それじゃ一方、確認してくれと。どなたが立ち会いかわかりませんが、そういうところだけやって、それが取り残されて、それがもし確定して地籍調査して、いや、これは違ったということになったら、これはまた問題です。基本的にはこの法に基づいた国土調査、地籍調査というものを基本に据えてやるべきだと私は考えています。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） これにつきましては、私もちょっと勉強不足はありますけども、またぜひ進めていただきたいと思っています。

それと、今出雲崎町の何かある資料見ますと、現実に地籍調査の実績というのはごく低いのですが、例えば六郎女ですとか、いろいろなところで今土地基盤整備やっておりますけども、主にこれは地籍調査等にある程度カウントされるんじゃないかなというふうなことを聞いておりますが、その辺のはどんなですか、ちょっと聞かせていただきたい。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） この地籍調査につきましては今3%、もう少し上がっているのではないかなと思いましたが。というのは、これは今三輪さんがおっしゃるように基盤整備をやったところは、これは法的にしっかりと約束をして境界なり面積というものが確定しておりますので、それはもう既に終わっているわけです。だから、そういう面積がもう少しあるかなと思ったら、わずか3%ということですから、これはちょっと私は意外でした。いや、ちょっと勉強不足ですが。そういう意味でこれからも上地区もひとつ皆様のご協力いただいて進めたいと思うんですが、そういうものが入りますと、もう自動的に国土調査、地籍調査というのが確定しますから、そういう面では進むんですが、これはあくまでもこの基盤整備にかかわる問題でございますので、そういう形の中で、先ほど来から申し上げておりますように、基本的には早くこの調査結果を踏まえてどういう手順で進めるべきか。私は、これはやっぱり待ったなしで進めなければだめだと思うんですよ。そういう面で

あまりあっちもこっちもと手を出すというと、なかなか難しい問題があるかと思いますが、またその中で進められるべきものは進めてまいらなければならんと思いますが、基本的にはやっぱり今申しあげましたオーソドックスな国土調査というものを基本に据えてやっていきたいと、そういうふうを考えています。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今お聞きをしましたのは、大体3%くらいと。それもほとんどは土地改良というか、基盤整備の関係だということでございます。

それで、これから出雲崎のやっぱり一番の資源というか、面積はそれでも約4,000町歩あるわけですけれども、それをいかに有効に利用するかということはこれから非常に大事になる。それにはやっぱり境なりをはっきり確定すると。

それと、町民がやっぱり少しでも仲よく暮らせるように。なぜ仲よくというと、非常にどこの地区でも境界争いというのは大体あるんです。抱えていないうちはほとんどないと思うんです。だから、結局うやむやに、言えばまた角が立つから、まあまあ、黙ってお互いに、極端に言えば子供の代、孫の代まで送っていこうよというふうな形になるんで、それ本当に多いのです、話を聞くといっぱいこと。そういった面でも非常にこれ一石何鳥というか、効果があるかと思うんですが、町もこれ本当に大変な事業だと思いますが、出雲崎にとっては将来を考えますと、非常にこれ大事な事業だと思いますので、ぜひ強力に、それもあるべく余り長く、何十年と言わないで、ある程度のめどで実施をしていただくということの決意をぜひ町長お願いしたいなと思うんですが。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 土地につきましては、かつての時代は山においても境界争いと、本当に1メートルあるいは50センチ、境を争って、せっかくいい仲も悪くなってきているという事例を具体的にまざまざと見せつけられているんですが、最近はそのような山に対する関心がなくなったということが大きな問題ですわね。そうであれば簡単なんですよね。そういうことの中で関心が薄れておると。三輪議員さんがおっしゃったようなことは薄れているんですが、しかし、これは争いをするしないじゃないですよ。個人の財産というものをしっかりと後々において、またどういふ時代が来るかわかりませんので、やはり私は早急に個人の私的財産なり、そういう物的財産というものについてはしっかりと確認をして後顧に憂いを残さない。また、町の財産として。これ地籍調査をしますと、皆さんもご承知のように、例えば10ヘクタールが場合によっては100ヘクタールぐらい延びているところもあるんですわね。あるんですよ、実際、かつてのですね。だから、今ここにもあるように難しいことは、今町にも登記簿というのはまことにもって不正確なものなのです。いや、そうなんですよ。だから、これ争いが起きるんですよ。だから、いろいろな面で、要するに私たちも道路をつくる何しても、これはなかなか登記簿どおりなんかいつているわけではないんです、実際は。だから、そういう問題も含めて、私やっぱり先ほど来からもうくどく申し上げておりますが、三輪

議員さんのおっしゃるこの国土調査と、金と時間と人、これを要しますが、早急に進めなければならぬという考え方は変わっておりません。できるだけ早く速やかに進めるべきだと私は思っています。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） いろいろ、私勉強不足もございますけれども、これからもまた勉強していきたいと思いますが、ぜひ町の将来にとりましては非常に大事なプラス面がございますので、強力に進めていただきたいということです。

以上で終わります。

○議長（山崎信義） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時19分）

第 3 号

(12 月 16 日)

平成25年第7回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成25年12月16日（月曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第73号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第79号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について
- 第 3 請願第 1号 新聞への消費税の軽減税率適用に関する請願書
- 第 4 議案第74号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第75号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第76号 出雲崎町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第77号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第78号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 請願第 2号 TPP交渉に関する請願書
- 第10 議案第80号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について
- 第11 議案第81号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第12 発議第 5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書
- 第13 発議第 6号 TPP交渉に関する意見書
- 第14 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤真吾

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第73号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例制定について

議案第79号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更
について

請願第1号 新聞への消費税の軽減税率適用に関する請願書

○議長（山崎信義） 日程第1、議案第73号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第79号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について、日程第3、請願第1号 新聞への消費税の軽減税率適用に関する請願書、以上議案2件及び継続審査となっていた請願1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件、請願1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、また閉会中の継続審査となっていました請願1件について、その審査が終了しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

審査は、12月12日午後1時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員全員が出席し委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告をいたします。

初めに、議案第73号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、消防団の管轄区域外に居住または勤務していても、団長が認めたときは入団資格を得るわけだが、現在既にこのような方はいるのではないかと質疑があり、住所が町外の方でも入団されている方はいます。今後も増えてくる可能性があり、今回を機に条例の整理をしたいと説明がありました。また、日中の火災時に団員の確保の考え方はどうなっているのか、火災発

生時、各部において団員が1人しかそろわなくても出動できるということだが、火災現場でそれに対応する訓練はなされているのかと質疑があり、日中の火災については町外に勤務されていても出動してもらえるように会社には町長及び団長名で文書でお願いをしている。訓練については、分団ごとに行っているが、火災現場においては到着した団員から順に消火を手伝うようにしていると説明がありました。

次に、議案第79号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更については、協定の一部変更によって本町で変わるところは何かと質疑があり、小千谷市が魚沼圏域から中越圏域に移行したための一部改正で、2次医療救急体制の道づけ等で、本町においては大きな変更はないと説明がありました。

いずれの議案も慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、閉会中の継続審査となっていました請願第1号 新聞への消費税の軽減税率適用に関する請願書については、活字離れが進んでいる中、知識には課税せずという認識で軽減税率を適用すべきであるという意見や品目についてはどこまで何を認めていくのかは簡単ではないが、新聞については軽減税率の適用を認めるべきであるとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 今ほどの請願第1号、新聞への消費税軽減税率適用に関する請願につきましてお聞きいたしますが、委員会におきまして全員異議なくというようなことでありますけれども、反対意見等あったものかどうか、ちょっとその辺お聞きしたいと思いますが。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） 反対意見につきましては特にはございませんでしたけれども、慎重な意見といたしましては、やはり先ほど申し上げましたように、品目についてどこまで何を認めていくかは簡単ではないという意見もございました。そのほかこれから政府のほうからも出てくる可能性もある中で、新聞以外にも生活必需品であるようなものを先行して行う必要があるのではないかやあるいは新聞、書籍のほかにもインターネットなどについてはどういうふうになるのかというような意見がありました。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） そういう意見があったということは、やっぱり尊重しなきゃならないと思いますし、基本的に軽減税率自体を私は反対するのであります。生活必需品または食品もまだ軽減税率、まだその辺まで審議されていないところにおきまして、ここで新聞だけに軽減税率を適用するというようなことはちょっと時期尚早であり、私は先ほど言いましたように軽減税率自体をいかがかと

いうところで今あるわけでございます。まして新聞は先ほど言われました書籍、大きく分けますと書籍ですよ。それ全体を、じゃどういうふうにするかということの問題もありますし、ちょっとここでは議会としまして軽減税率を私は税率を適用するということは、ちょっと賛成しがたいというところであります。

○議長（山崎信義） ほかに。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 私は、この請願においては賛成の立場をとらせていただくわけですが、その中で紹介議員としてこの前させていただいたわけですが、その中で継続審査という結論になったわけですが、そのときの内容等が審議された中でしっかり把握されたのか。その当時なかなか難しいという中で継続になったろうと理解しているのですが、その中の月日の中でいろいろ勉強され、そして今回こう上げてこられたということでございますが、その紹介議員の説明があった内容について、それをよく審議されまして、今回に至ったのかどうか、その辺を委員長に聞きたいと思います。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） 今ほど中野議員、請願の紹介議員の中野議員のおっしゃるとおり、総務文教常任委員会といたしましても継続審査といたしまして、この期間中、議員個々に資料の配付やあるいは調査研究というものを行っていただいた中で、今回再度委員会のほうに上げて審査をいたした中で、先ほど申し上げましたように慎重な意見もございましたが、やはり諸外国あるいはヨーロッパのほうでは知識には課税せずという観点、あるいは新聞というものに対して地域の声、多様な意見を読者に伝えているような観点、あるいは文字離れ、活字離れが進む中、こういうのが国力の衰退につながるという、そういった観点などを議員個々で継続審査の中で皆さん考えていただいた中での委員会における審査結果ということで報告をさせていただきました。

○議長（山崎信義） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 先ほど申し上げましたとおり、私は基本的に軽減税率というものは賛成しがたいところがあるわけです。軽減税率を適用しますと、非常に事務が氾濫いたしますし、大変税収減ということにも及んでくるということもあります。そういうふうなことで私は、ここでこの議会から新聞の消費税軽減税率を適用するということは、ちょっと時期尚早といえますか、私はそれは賛成しがたいところがありまして、反対するつもりでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（山崎信義） 賛成討論いいですね。

これから採決します。

最初に、議案第73号を採決します。

議案第73号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号を採決します。

議案第79号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山崎信義） 起立多数。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第74号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議案第75号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定につ
いて

議案第76号 出雲崎町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例制定について

議案第77号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例制定について

議案第78号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について

請願第2号 TPP交渉に関する請願書

○議長（山崎信義） 日程第4、議案第74号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例制定について、日程第5、議案第75号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正

する条例制定について、日程第6、議案第76号 出雲崎町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第77号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第78号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、請願第2号 TPP交渉に関する請願書、以上議案5件、請願1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案5件、請願1件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 社会産業常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月10日の本会議において、社会産業常任委員会に付託されました議案5件、請願1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、12月12日午前9時30分より役場2階議員控室において、委員全員出席し、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

最初に、議案第74号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、仮設トイレについて料金は別建てとあるが、季節的に一時期だけしか使わなくても同じ取り扱いになるのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、メーター使用で休止状態では使用料は取らないのか、料金徴収は考えていないのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号 出雲崎町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、当町で何件ぐらい加入しているのか、加入数が減少すると業者収入は減るのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号 出雲崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、請願2号 TPP交渉に関する請願書については、紹介議員に三輪議員に出席願ひ、説明願ひました。全国で賛成6割、反対4割であるが、どう対応するのか。また、本町では大規模農業

が望めないが、どう考えているのかなどの質疑がございました。

慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告とします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 意見書の中にあります農林水産分野重要5品目、この5品目とは何か。1品目ずつに当たって扱いをどのようにするのかということが協議をされたのかどうか。あるいはまた5品目以外に医療や介護保険の問題等々もTPPでは存在するわけでありましたが、これについて委員会のほうで意見等が出なかったのかどうか、その辺について伺います。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） これも質疑の中にはいろいろ出ました。重要5品目がいいのか、重要5項目、586品目という品目について関税、税率除外ということで、除外じゃなくて、除外しないということで審査されました。現実には医療関係のものについては、当日は少しやらなかったことが事実です。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 当日は少しやらなかったというのは、少しはやったんですか。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 医療関係については、質疑はございませんでした。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 先ほどの質疑の中に重要5品目、1品目ずつについての協議があったかどうかというお尋ねをいたしました。それについていかがですか。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 1品目ごとにはございません。一応私の知識の中では5項目にするか、5品目にするかという大前提がございましたので、その考え方の中で話はいたしました。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 5品目と5項目で大きく違うと思うんです。5品目について今これ意見書を出されるわけですが、委員長は5品目でなくて5項目とおっしゃっておられますが、委員会の中では5品目について協議をしたということですね。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 5品目の、要するに請願でしたので、5品目については質疑はしました。それで、一応今までの資料といいますか、そういう経過の中では、一番最初国から発表されたのが5項目、586品目というふうに記述されておりましたので、5品目で請願が上がったので、5品目で審査しました。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 要は、審議するあるいは審査する、その内容が委員会の中で熟知されていて、この5品目を認められたのかどうかということをお聞きしているのです。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 承知はしております。委員会としては承知しております。

○議長（山崎信義） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第74号を採決します。

議案第74号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号を採決します。

議案第75号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号を採決します。

議案第76号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号を採決します。

議案第77号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号を採決します。

議案第78号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号を採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第80号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について

議案第81号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第80号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について、日程第11、議案第81号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、6番、仙海直樹議員。

○予算審査特別委員長（仙海直樹） 予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月10日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案2件を審査するため、12月11日午前10時30分より本会議場において、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりでございますが、その審査経過について報告をいたします。

初めに、議案第80号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）については、2款1項5

目12節の役務費について、船橋地内福祉の里用地整地費で地権者が数名いる中、今後の貸し借りについて町はどのように関与していくのかと質疑があり、地権者の中の一人に町も入っているため、関与はしていくと説明がありました。

3款2項1目8節の報償費について、子ども・子育て会議委員報償とあるが、8名の委員構成は、また子育て世代の生の声を吸い上げることが大切ではないかと質疑があり、委員構成は保育園や小学校関係者、公益代表などを考えていて、ニーズ調査やワーキンググループ、分科会等で子育て世代の声を反映していきたいと説明がありました。

4款1項5目13節の委託料について、資源ごみ処理委託料追加はプラスチックの増加によるものだが、分別はどのように行われているのか、委託料は重さで決まるのかと質疑があり、委託料は重さで決まり、分別については週1回の燃やすごみの収集が減った分、こちらが増えたのではないかと、その分燃やすごみの量が減っているのではないかと説明がありました。

4款1項5目19節の負担金補助及び交付金について、町有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業補助金とあるが、現在狩猟免許保持者は何人くらいいるのかと質疑があり、現在は12人いる。また、県の3年間の補助事業で今回2人分の申請があり、わなではなく猟銃免許の取得に係る補助であると説明がありました。

7款1項3目15節の工事請負費について、駅前町有物件解体撤去工事とあるが、解体撤去工事費用が高額と思われるが、その理由ともう少し精査すべきではないかと質疑があり、物件が県道、町道に面していることや隣の住宅に接近していること、誘導員の配置等により費用がかかると説明がありました。

10款4項2目15節の工事請負費について、中央公民館トイレ入れかえ工事とあるが、和式、洋式と2種類になっているが、全て洋式便座のほうがよいのではないかと。また、人工肛門に対応したオストメイト対応トイレの設置も検討すべきではと質疑があり、和式のトイレを残した理由は予算的なものもあるが、直接便座に触れることを嫌う方もいるため、オストメイト対応トイレについては今後検討していきたいと説明がありました。

10款5項2目15節の工事請負費について、町民ゲートボール場自転車小屋建てかえ工事とあるが、自転車がとまっているのはほとんど見たことがなく、必要性を感じるが、費用対効果を考えるとどうなのかと質疑があり、夏場にプールを利用する子供たちやゲートボールにバイクで来る方などがとめることが多く、また建設から20年が経過し、安全面を考慮した上でこの金額になったと説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、2款1項1目11節の需用費について、消毒用薬品の追加とあるが、どのような形で使用になるのかと質疑があり、それぞれの井戸に注入して使用しているが、今回不足が出てきているために追加と

なったと説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第80号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第81号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

○議長（山崎信義） 日程第12、発議第5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） ただいま議題となりました発議第5号、新聞への軽減税率適用

を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

新聞は、生活必需品であり、世界の動きから日本、そして地域の動きまでを伝え、広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見、論評を広く住民、読者に提供をしております。ヨーロッパ各国では、知識には課税せずという観点から、一定の要件を備えた新聞、書籍などにはゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしております。

また、近年いわゆる文字離れや活字離れにより、読み書き能力、教養や常識の低下が問題となっていて、知識への課税強化は確実に国力の低下をもたらし、我が国の国際競争力を衰退させるおそれがあります。

以上の観点から消費税増税に際し、複数税率の導入と新聞に軽減税率を適用するように意見書を提出するものでございます。

議員の皆様にはよろしくご審議を賜り、ご賛同いただけますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号 TPP交渉に関する意見書

○議長（山崎信義） 日程第13、発議第6号 TPP交渉に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） ただいま議題となりました発議第6号 TPP交渉に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

ことし3月25日、安倍内閣総理大臣は、TPP協定交渉への参加を表明し、4月12日、TPP協定交渉参加に向けた日米協議に合意した。

そもそもTPPは、原則として関税を全て撤廃するとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下、地域経済、社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。

また、TPPにより食の安全、安心が脅かされるなど、国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

以上の観点から意見書を提出するものであります。

議員の皆様にはよろしく審議を賜り、ご賛同をいただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（山崎信義） 日程第14、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第7回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時12分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 三 輪 正

署名議員 宮 下 孝 幸